

龍ヶ崎市立長山中学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立長山中学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
＜いじめ防止対策推進法第2条1項＞

(2) いじめ防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身、財産に重大な危険を生じる恐れがあるものとの共通認識に立ち、以下の基本理念をもといじめ防止等に取り組むものとする。

「いじめをしない、させない、許さない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、教職員、生徒、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、すべての生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進する。

2 学校経営方針に基づいたいじめ防止のための施策

(1) いじめ防止等の基本姿勢

- 生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- いじめの早期発見に努め、認知した場合は迅速に対応する。
- 小中一貫した教育活動で、他者を思いやる心を育て、居心地のよい学級をつくる。
- 地域全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

(2) 認め合う信頼関係づくりができる教師

生徒は人格ある存在である。生徒の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を生徒は理解する。教師が本気で生徒を思う気持ちを生徒は理解する。

- 教師は、生徒に信頼される人格を形成すること。
- 教師は、生徒に信頼されるようなかわりをする。
- 教師は、生徒に信頼されるような授業をすること。

(3) 授業づくりを核とした人間形成の推進

生徒が学校生活の大半を占める「授業」こそ、生徒の人間形成及び中学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

- ①授業の場で生徒の居場所をつくる。
- ②自ら進んで考え、探究する主体的な態度を養う。
- ③対話的な学びを通して、共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ④言語活動を充実させ、言語力を高める。
- ⑤学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

これらの5つを実現することによって、生徒の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

(4) 教育活動全般を通した人間関係づくりの推進

①学級経営・学年経営

生徒の生活母体は、学級である。学級が心の居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた中学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

ア本気で向き合うことができる時間の確保

- ・目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
- ・生徒との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成

イ柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）

- ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目
- ・見張る目ではなく認める目
- ・叱る目ではなく賞める目
- ・上から視線ではなく、生徒と同じ視線

ウ話材豊富な教師

・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話
エ朝の会・帰りの会の有効活用

・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間
オ生徒と生徒、生徒と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、生徒相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感の育成

②日常生活における指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。生徒と本気で向き合うこと、見守ることが大切である。

ア本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ・怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない
- ・行動・行為の問題を理解させる、納得させる
- ・心の変化が見られるまで付き合う
- ・行動・行為の背景を探る配慮
- ・指導は、組織的な対応
- ・保護者への丁寧な説明と協力の依頼

イ生徒に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

※「生命、人権にかかわること」「学習する権利の放棄」「学習する権利の妨害」「他の財産を脅かすこと」については、毅然とした厳しい指導が必要。

③生徒会活動（自治活動）

学級の係活動、当番活動（日直、給食、清掃など）、学年生徒会活動、生徒会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、生徒の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。生徒が動く場面で認める場面が生まれる。

ア自尊感情の育成と信頼関係の構築

- ・教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、生徒のがんばりとして賞賛
- ・生徒は、自分を認めてくれた仲間や教師と、信頼関係を構築していく工夫した、意図的な場の設定
- ・生徒が自ら進んで取り組めるような計画の作成＝自治活動の場

④学校行事

繫龍祭（体育的行事）、創龍祭（合唱祭）、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画、準備段階から生徒を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけにより生徒個人・集団が満足感や充実感を味わえると、生徒同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

ア行事を推進するに当たっての指導意識

- ・「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか、育てるか」「この行事で集団・個人として、どんな力を身に付けさせたいか」「他者を理解する場の設定」など＝教育的な構想・ビジョンの設定

⑤部活動

部活動は、中学校生活の中で生徒がとても楽しみにしている活動である。それだけに、生徒の成長を促す機会となり、教師の果たす役割は大きく生徒と生徒、生徒と教師との関係はとても大切である。

- ・部活動経営が教師の独善的運営にならないようにすること
- ・目的が明確で、活動に思いつきではなく計画性があり、生徒がそれを理解し、「頑張るぞ！やるぞ！」という気持ちをもたせられること
- ・勝利至上主義にならず、部活動をとおして育てたい力が明確になっていること
- ・部員共通の目的に向かって活動できる集団づくりをすること
- ・生徒への言葉かけで生徒の動きや気持ちが変化していくこと＝コーチングの工夫

⑥生活全般で認め合う場

生徒は意図的にあるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は生徒に対して賞め言葉、認めてあげる言葉を表現していく。教師同士で生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。

- ・「生徒を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」

⑦生徒がつくりあげた「めざす生徒像」の意識化

生徒会を中心につくりあげた「めざす生徒像」を生徒が常に意識して生活し、よりよい学校づくりが生徒の手によってできるよう教師が支援をしていく。

〈龍ヶ崎市立長山中学校 めざす児童生徒像〉※長山中学校区小中学校共通

- 「徳」＝心豊かで思いやりのある児童生徒
- 「知」＝自ら学び自ら考える児童生徒
- 「体」＝心身ともに健康でたくましい児童生徒

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に関する措置

- ①いじめ対策委員会を設置し、定期的な会議の実施による生徒に関する情報交換、情報共有
- ②いじめ防止集会や道徳の授業を生かした学校全体での人権意識の高揚
- ③学校生活アンケート、シャボテンログ、C & S 調査等のアンケートを活用した生徒の実態把握及び結果分析
- ④養護教諭、龍の子さわやか相談員、校内フリースクール相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、STANDBY アプリ等を活用した教育相談体制・支援体制の充実
- ⑤教育活動全般において、上記「2(4) 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進」に係る内容の具現化
- ⑥「民生委員・児童委員との懇談会」「学校評議員会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解

(2) いじめ発生時の対応

措置アンケート、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ対策委員会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ①いじめ対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知
- ②事実確認の徹底
 - (ア) いじめを受けた生徒からの聞き取り
 - (イ) いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認
 - (ウ) いじめを行った該当生徒への聞き取り
- ③事実確認後の報告
 - (ア) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
 - (ウ) いじめを行った生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡
- ④今後の指導内容
 - (ア) いじめを受けた生徒への支援内容、支援体制の確認
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への上記「3 (2) ②(ア)」の説明と今後の協力依頼
 - (ウ) いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認
 - (エ) いじめを行った生徒の保護者への上記「3 (2) ②(ウ)」の説明と今後の協力依頼
- ⑤いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
 - (ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
 - (イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
 - (ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知
- ⑥龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告上記①から⑤について、適時に報告をする。

(3) いじめ発生における重大事態発生時の対応

①重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜いじめ防止対策推進法第28条1項＞

一 に該当する事案について(いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定〔最終改定平成29年3月14日〕より)

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査する。

一・二 に共通すること

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

②平時からの備え

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト①を活用し、いじめ対策委員会の体制について確認する。学校外とも連携体制を構築する。

③重大事態発生時の対応

ア原則、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改定)に則り対応。

※上記「3(2)②」に学校全体で生徒及び保護者対象に「聞き取り」「アンケート調査」を実施する場合有。

イ市教委への報告及び指導についての協力依頼

ウ市教委からの指導に基づいた対応

(ア) いじめの事実確認に係る調査方法

(イ) 校内の指導体制の確認

(ウ) 当該保護者への説明内容の確認

(エ) マスコミ、PTA、地域の対応方法

(オ) 関係機関（警察署、児童相談所等）への連絡

④その他

・ 龍の子さわやか相談員、スクールカウンセラー、校内フリースクール相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用した当該生徒以外の生徒への心のケア体制の整備

・ 法、基本方針の関連する規定を教職員用の生徒指導関係フォルダに収納する

ア いじめ防止対策推進法

イ いじめの防止等のための基本的な方針

ウ いじめの重要事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)

エ 生徒指導提要(令和4年12月改訂)

4 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- 龍ヶ崎市教育センター

TEL 0297-64-1115

- 龍ヶ崎市教育委員会指導課

TEL 0297-60-1562

- 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

TEL 029-823-6770

Eメール kennannijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

- 子どもホットライン（茨城県教育委員会）

TEL 029-221-8181 FAX 029-302-2166

Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

- 子どもの教育相談（茨城県教育センター）

TEL 0296-71-3870 FAX 0296-71-3870

Eメール 7830@center.ibk.ed.jp

龍ヶ崎市長山中学校 令和7年度 生徒指導年間計画

	月	主な行事	指導目標	重点指導事項	いじめ未然防止関連		
前期	4	・ 新任式 ・ 始業式 ・ 入学式 ・ 新入生歓迎会 ・ 身体測定	・ きまりを守り仲間と協力して生活しよう	・ 年度初めの生徒理解と学級づくり ・ 基本的なルールの指導 ・ あいさつの習慣づくり ・ 安全な登下校	・ 個別面談	学校生活アンケート（毎月） ・ 個別面談	いじめ防止対策委員会
	5	・ 引き渡し訓練 ・ 生徒総会 ・ 内科検診 ・ 修学旅行（3年）	・ 自らの役割を自覚し、集団のために自主的に働こう	・ 係や委員会の取組を通して自分の役割を果たす ・ 生徒会活動、委員会活動、部活動に熱心に取り組む ・ 清掃活動をしっかりと行う	・ 「脱いじめ傍観者」に関する授業 ・ C & S 学級満足度調査①		
	6	・ 総体壮行会 ・ 市総体 ・ 前期中間テスト ・ 県南総体	・ 自らの行動を振り返り、よりよい生活を心がけよう	・ 校舎内・教室環境の整備 ・ 学級の生活を見直し、集団としての力を高める ・ 部活動ごとに意識を高め、総体に全力で取り組む	・ スマホ・ケータイ安全教室 ・ SNS の使い方に関する指導		
	7	・ いじめ防止集会 ・ 県総体 ・ 2者、3者面談	・ これまでの生活を振り返り、夏休みの計画をしっかりと立てよう	・ 夏休み前の学習のまとめ ・ 個に応じた夏休みの計画立案の支援 ・ 夏休みの事前指導 ・ 身の回りの整理整頓	・ いじめの未然防止に関する教職員研修		
	8			・ 部活動の充実 ・ 生徒への電話連絡等	・ いじめの未然防止に関する教職員研修		
	9	・ 前期期末テスト ・ 新人戦壮行会 ・ 市新人 ・ 水泳学習（1・2年） ・ 繫龍祭（体育的行事）	・ 目標を立て、規則正しい生活をしよう	・ 休み中、休み明けの生活状況把握 ・ 繫龍祭に向けた指導 ・ 部活動や体育的活動への積極的な参加	・ 個別面談	学校生活アンケート（毎月） ・ 個別面談	いじめ防止対策委員会
後期	10	・ 前期終業式 ・ 後期始業式 ・ 薬物乱用防止教室 ・ 県南新人 ・ 県新人	・ 落ち着いた生活態度で、学習や行事に集中して取り組もう	・ 授業改善による学習活動の充実 ・ ルールを守って学校生活を送る意識の定着 ・ 衣替え期間に服装の確認	・ C & S 学級満足度調査②		
	11	・ 3者面談 ・ 職場体験（2年） ・ 創龍祭	・ 県や学校の歴史を振り返りよりよい校風をつくっていかう	・ きまりの遵守、落ち着きのある生活の実践 ・ いじめの未然防止の徹底 ・ 下校時刻の徹底と安全な下校の確保 ・ いばらき教育月間の取組 ・ 進路指導の充実	・ 個別面談		
	12	・ 後期中間テスト ・ 生徒会役員選挙	・ 生活を振り返り、目標をもって生活しよう	・ 冬休み前の学習のまとめ ・ 校内生徒指導の充実 ・ 生徒会役員選挙の態度 ・ 冬休みの事前指導			
	1	・ 学力診断のためのテスト ・ 3年後期期末テスト	・ 新年の抱負を意識し、何事にも進んで取り組もう	・ 休み中や休み明けの生活状況の把握 ・ 新年の抱負（目標の明確化） ・ 安全な登下校 ・ SNS の利用状況の確認	・ 個別面談 ・ C & S 学級満足度調査③		
	2	・ 新入生保護者説明会 ・ スキー学習（1年） ・ 後期期末テスト（1、2年） ・ 新入生体験入学 ・ 県立学力検査	・ 健康管理を心がけるとともに、1年間のまとめをしよう	・ 時間の遵守 ・ 学習指導の充実 ・ 学級指導の充実	・ いじめの防止 ・ 早期発見・早期対応の再確認（研修）		
	3	・ 旅立ちを祝う会 ・ 卒業証書授与式 ・ 修了式 ・ 離任式	・ 自己の1年間を振り返り、感謝の気持ちをもって生活しよう	・ 1年間の学習のまとめ ・ 次年度の目標や課題 ・ 学級や学年集団としてのまとめの活動 ・ 校内の美化 ・ 卒業証書授与式・修了式の態度 ・ 春休みの事前指導	・ 次年度のいじめ未然防止計画の策定		